

3 障害者手帳を持っていなくても 税控除が受けられます

問 高齢者福祉課 ☎(24)8755

要 介護認定を受けている65歳以上の人で、認知症が寝たきり状態で障害者に準ずる人には、申請により障害者控除対象者認定書を交付します。この認定書を提示すると、所得税や市民税・県民税の申告の際に障害者控除が受けられます。



2 申告書はホームページで 作成できます



問 銚子税務署 ☎(22)1571

国 税庁ホームページで確定申告書を作成できます。自動計算で計算誤りがありません。作成した申告書は、印刷して郵送で提出できるほか、マイナンバーカードとICカードリーダーを使えば e-Tax で提出できます。



軽自動車税(種別割)の税率

問 課税室 ☎(24)8953

■原動機付自転車、二輪車など

車両区分		税率(年額)
原付	50cc以下	2,000円
	50cc超～90cc以下	2,000円
	90cc超～125cc以下	2,400円
	ミニカー	3,700円
軽二輪(125cc超～250cc以下)		3,600円
小型二輪(250cc超)		6,000円
小型特殊自動車	農耕用	2,400円
	その他	5,900円

■三輪・四輪以上の軽自動車

車両区分		税率(年額)			
		初度検査 年月	～ H20年3月 (経年重課)	H20年4月～ H27年3月	H27年4月～
三輪	乗用		4,600円	3,100円	3,900円
	貨物				
四輪以上	乗用	自家用	12,900円	7,200円	10,800円
		営業用	8,200円	5,500円	6,900円
	貨物	自家用	6,000円	4,000円	5,000円
		営業用	4,500円	3,000円	3,800円

注) 車検証記載の初度検査年月によって税率が変わります

廃車手続きは忘れずに

軽自動車税(種別割)は4月1日現在で軽自動車などを所有する人に課税されます。廃車・名義変更・転出などをしたときは、必ず手続きをしてください。「ナンバープレートをつけたまま解体してしまった」「転売などで現在の所有者がわからない」「盗難にあった」など車両がすでになく、廃車手続きができない人はご相談ください。



身体障害者の方などが対象の減免制度

一定の要件に該当する場合、本人か同居の家族が所有し、障害者などのために使う軽自動車の軽自動車税(種別割)が申請で減免されます。詳しくは障害者手帳、車検証を準備してご連絡ください。申請期限は減免を希望する年度の軽自動車税(種別割)の納期限までです。

